

箕輪町商工業振興資金融資制度内容

取扱金融機関：町内の銀行・信用金庫・信用組合各支店

資 金 名	融資対象者	資金使途	貸付限度	利率	貸付期間	措置期間	保証人	担保	保証料
運転資金 (一般)	経営の安定又は合理化のための資金を必要とする方	運転資金	1,500万円	年2. 2 %	7年以内	1年以内	原則として法人代表者以外は不要 ※1	必要に応じて徴する	全額又は一部を町で負担します
設備資金 (一般)		設備資金	1,500万円		10年以内				
特別小口資金	小規模事業者 従業員数が20人(商業又はサービス業(旅館業・娯楽業を除く)は5人)以下の会社又は個人	運転資金	2,000万円	年1. 9%	7年以内	1年以内		徴しない	
		設備資金		年1. 8%					
経営安定対策資金	①信用保険法第2条第5項の各号に該当する認定企業 ②取引先の倒産防止のための資金を必要とするもの ③経済の変動等に伴い、事業活動に著しい支障を生じているもの	運転資金	1,500万円	年1. 9%	7年以内	1年以内		必要に応じて徴する	

※1 現行の長野県中小企業融資制度例規に準じて取り扱う